

事務所案内

公認会計士吉永康樹事務所

代表 吉永康樹

E-mail : yoshinaga@yoshinagacpa.com

【吉永康樹プロフィール】

公認会計士吉永康樹事務所 代表

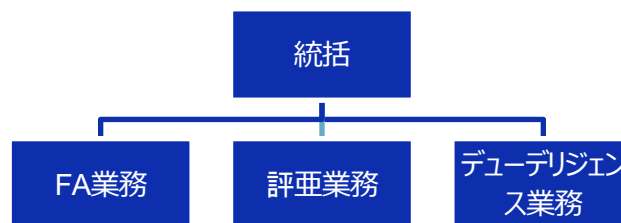
公認会計士、税理士、博士（国際経済法-租税法専修）

認定経営革新等支援機関

青山監査法人（現あらた監査法人）において上場会社、IPO準備会社等の監査、コンサル業務に従事した後、元公認会計士協会会長中地宏が率いる監査法人ナカチに参画。その後代表社員に就任し、M&A等のコーポレートファイナンス業務を専門に扱う部門を統括。M&A等の価値評価業務、デューデリジェンス、M&A案件や組織再編のストラクチャリングといった分野の案件に多数関与。また国内大手投資銀行においてM&Aその他投資銀行業務全般に関する会計・税務に関するアドバイザー業務を15年に亘り行っている。2020年7月に独立し、M&A・組織再編・事業承継に特化した会計事務所を開業。

青山学院大学大学院国際マネジメント研究科（MBA）非常勤講師「企業合併買収担当（2023年まで）」

【中小M&A支援実施体制図】



すべての業務について代表の吉永康樹が統括します。案件ごとに公認会計士を中心とした経験豊富なネットワークメンバーにより最適なチーム編成をおこないます。

当事務所は、M&A、事業承継の際のFA業務、価値評価業務及びデューデリジェンス業務を専門的に取り扱う会計事務所です。

どうぞお気軽にご相談ください。

料金表

公認会計士吉永康樹事務所は、FA業務報酬の透明性・合理性を確保しお客様の負担を軽減するため、レマン方式その他の成功報酬による報酬体系は採用しておらず、100%タイムチャージによる報酬体系を採用しております。業務報酬の目安は下表の通りですが、業務開始時点で業務内容と見積作業時間についてお客様にご説明し、十分ご納得頂いた上で業務に着手することとしております。

取引金額	見積標準時間	基準報酬（別途税）
～5000万円	80時間	2,400,000円
5000万円～1億円	160時間	4,800,000円
1億円～5億円	300時間	9,000,000円
5億円～10億円	500時間	15,000,000円
10億円～20億円	800時間	24,000,000円
20億円～	都度お見積もりします	都度お見積もりします

（算出の基準となる取引金額は、移動総資産（負債総額＋株式価額）となります。）

なお、当事務所のタイムチャージは、1時間 30,000円となります（最終改訂日：2021年1月1日）。

中小M&A ガイドライン遵守に関する補足説明資料

本資料は、公認会計士吉永康樹事務所が、中小企業庁が定める「中小M&Aガイドライン」に記載されている事項について、登録 M&A 支援機関として登録時に遵守すべき事項を宣言したものを、顧客に説明するために用いるものです。

遵守を宣言した内容

仲介契約・FA 契約の締結について、業務形態の実態に合致した仲介契約あるいは FA 契約を締結し、契約締結前に依頼者に対し仲介契約・FA 契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、依頼者の納得を得ます。

特に以下の点は重要な点ですので説明します。

- (1)譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴
- (2)提供する業務の範囲・内容(マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等)
- (3)手数料に関する事項(算定基準、金額、支払時期等)
- (4)秘密保持に関する事項(秘密保持の対象となる事実、土業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等)
- (5)専任条項(セカンド・オピニオンの可否等)
- (6)テール条項(テール期間、対象となるM&A等)
- (7)契約期間
- (8)依頼者が、FA 契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項

中小M&A ガイドライン遵守に関する補足説明資料-続き

最終契約の締結について、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促します。

クロージングについて、クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上で、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

専任条項については、特に以下の点を遵守して、行動します。

・依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FA に対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮します。

・専任条項を設ける場合には、契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定めます。

・依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭での明言も含む。)も設けます。

テール条項については、特に以下の点を遵守して、行動します。

・テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とします。

・テール条項の対象は、あくまで当該 M&A専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定します。